○中部地方整備局告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

中部地方整備局長　森本　輝

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
本巣市上保字菊松九〇一番三から岐阜県安八郡神戸町大字西座倉字本郷一六九番一まで	一二・〇六～三七三・二三メートル　七・〇九二キロメートル

四　指定する期日　令和七年八月二十九日

○近畿地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
㈠　道路の種類　一般国道		
㈡　路線名　二十九号		
㈢　道路の区域		
宍粟市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番五から同市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番一まで	前	一八・四二～四二・九〇メートル　〇・三三五キロメートル
	後	一六・二四～四二・九〇メートル　〇・三三五キロメートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番五から同市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日

○近畿地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　令和六年近畿地方整備局告示第三十三号南部大阪都市計画道路事業三・三・二百十九―七号大阪岸和田南海線

三　事業施行期間　自令和六年三月十八日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和六年近畿地方整備局告示第三十三号の事業地のうち、伯太町二丁目地内において、事業地を変更する。

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

中国地方整備局長　杉中　洋一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百九十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
萩市大字下田万字押付二七七二番一から益田市高津一丁目イ一一二八番四五まで	前　B	九・四六～八六・八六メートル　一六・八六九キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　B・A・C	九・四六～八六・八六メートル　一六・八六九キロメートル	
	前　A	七・五〇～一三三・五〇メートル　二九・六九五キロメートル	〃
	後　B・A・C	七・五〇～一三三・五〇メートル　二九・六九五キロメートル	
長門市三隅中字大畠一六一三番一から萩市大井字下河原一六八一番八まで	前　A	一〇・五〇～三一八・〇〇メートル　一四・九六九キロメートル	〃
	後　B・C	一〇・五〇～三一八・〇〇メートル　一四・九六九キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山陰西部国道事務所

○四国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	愛媛県西条市丹原町鞍瀬辛四三五番一地内	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日

○四国地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年四国地方整備局告示第百二十四号松山広域都市計画道路事業三・四・五十六号余戸北吉田線

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし